

**鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園
企画運営業務委託公募型プロポーザル審査要領**

標記業務委託を実施するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園企画運営業務委託公募型プロポーザル審査会

(2) 構成人数

審査員の数は 5 名とする。

2 審査の進め方

提出された企画提案書等について、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて審査する。

3 評価・選定方法

- (1) 各委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに 5 段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点（100 点満点）をその提案者の得点とする。
- (2) 委員 5 名の合計得点が高い順に順位付けを行い、最高順位者を最優秀提案者に選定する。
- (3) 委員 5 名の合計得点が同点の場合は、委員の多数決により順位を決定する。
- (4) 提案者が 1 者のみの場合は、審査員 5 名の合計得点が 300 点（最高得点 500 点の 6 割）以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たせば、当該提案者を最優秀提案者に選定する。最低基準点に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

評価項目	評価の視点	配点	項目合計
目的の理解	・ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる鳥取県手話言語条例の理念及び大会目的を正しく理解し、その実現に向けた企画提案となっているか。	5 点（× 2）	10 点
障がいへの配慮	・鳥取県手話言語条例第 7 条に基づくろう者が利用しやすいサービスを提供しているか。 ・情報保障の必要性を理解し、大会運営に反映させているか。 ・制作物は、障がいの特性に配慮されているか。 ・その他、障がい及びその特性に応じた配慮がなされているか。	5 点（× 2）	15 点
	・物品・役務等を障がい福祉サービス事業所から優先調達しているか。 ・障がい福祉サービス事業所への発注拡大に寄与する取組があるか。	5 点（× 1）	
開催広報	・全般的に発信力があり、効果的な広報が期待できるか。 ・大会の魅力を伝えるための独自提案や創意工夫がみられるか。	5 点（× 2）	25 点
	・マスメディア、ソーシャルメディア等を活用した情報発信の機会を多く設定しているか。	5 点（× 2）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体及び広報時期等の設定は的確か。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・制作物の内容やデザインは事業目的に沿ったものであり、かつ分かりやすく、魅力のあるものか。 	5点(×1)	
大会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・運営組織体制、責任者・スタッフの配置は十分に検討され、円滑に実施可能なものとなっているか。 ・準備・実施スケジュールは十分に検討され、円滑に実施可能なものとなっているか。 ・出場チーム及び審査員のスケジュール、観覧者の動線、バリアフリー等を踏まえた機能的な会場計画となっているか。 ・効果的・効率的な大会運営、大会に参画する全ての人に対し、おもてなしの心を持った大会運営となるよう努めているか。 	5点(×4)	35点
	<ul style="list-style-type: none"> ・出場チームが演技しやすく、来場者に演技内容がよく伝わるステージ計画となっているか。 ・会場及び会場周辺の装飾や表示物は分かりやすいものか。 	5点(×1)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・出場チームや来場者等の満足度向上のための独自の企画、アイデアや工夫があるか。 	5点(×2)	
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績や質疑応答から、十分な業務遂行能力があると判断できるか。 	5点(×2)	10点
見積価格	5点×(1 - (見積価格(税込価格) / 予算額))	5点	5点
合 計		100点	100点

※ 評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

※ 見積価格の計算式において、小数点以下は四捨五入する。